

平成18年12月 1 日

各 位

会社名 ホソカワミクロン株式会社
代表者 代表取締役社長 細川益男
(コード番号6277 東証・大証 市場第一部)
問合せ先 総務部課長代理 橋本彰彦
(TEL 072-855-2226)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成18年12月21日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号、以下「整備法」といいます。)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。
- ①整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨並びに株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされておりますので、それぞれその旨を明記するものです(変更案第4条、第7条、第11条)。
 - ②単元未満株主が行することができる権利の範囲を相当なものとするべく、単元未満株主の権利を限定するものです(変更案第10条)。
 - ③株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載または表示すべき事項の全部または一部について、インターネットの利用により株主の皆様へ提供できるようにするものです(変更案第16条)。
 - ④代理人による議決権の行使について、代理人の数を明確にするものです(変更案第18条第1項)。
 - ⑤取締役会について書面または電磁的方法による決議が可能になったことに伴い、必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるようにするものです(変更案第26条第2項)。
 - ⑥社外監査役として有用な人材を迎えるべく、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするものです(変更案第37条第2項)。
- (2) 取締役、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法定限度額まで免除できる旨を定め、また社外取締役として有用な人材を迎えるべく、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするものです(変更案第28条、第37条第1項)。
- なお、第28条の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 以上のほか、定款を全般的に見直して、条数の変更、条文の整備および字句の修正などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成18年12月21日(木曜日)
定款変更の効力発生日(予定) 平成18年12月21日(木曜日)

以上

定款変更内容

別紙

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. (省 略)	(1) (現行どおり)
～	～
10. (省 略)	(10) (現行どおり)
(新 設)	(機 関)
	第 4 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 (省 略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、99,347,000 株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、99,347,000 株とする。
(新 設)	(株券の発行)
	第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

第 7 条 1. 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。
2. 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。

(新 設)

(名義書換代理人)

第 8 条 1. 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下、株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 9 条 1. 当社の単元株式数は、1,000株とする。
2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きそ

場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを扱わない。

(株式の取扱い)

第 9 条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続および手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 10 条 1. 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

の他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるところのほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(削 除)

<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 11 条 1. 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にその都度招集する。</u></p> <p>2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地もしくは大阪市において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 12 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 13 条 1. 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 1. 当社の定時株主総会は、<u>毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 14 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第 17 条 1. 当社の株主総会の決議は、法令または<u>本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行</p>
---	---

<p>2. 当会社の株主総会における<u>商法第 343 条の定めによるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 1. 当会社の株主または法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 (省 略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第 16 条 1. 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 17 条 当会社の取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>う。</p> <p>2. 当会社の株主総会における<u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 1. 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として<u>その</u>議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を<u>当</u>会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 当会社の取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p>
---	---

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>18</u> 条 1. 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により前項の役付取締役のなかから<u>会社を代表する取締役を定める</u>。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 <u>19</u> 条 (省 略)</p> <p>～</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 <u>21</u> 条 (省 略)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 <u>22</u> 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>22</u> 条 1. 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により前項の役付取締役のなかから<u>代表取締役を選定する</u>。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 <u>25</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(決議方法等)</p> <p>第 <u>26</u> 条 <u>1.</u> 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う</u>。</p> <p><u>2.</u> <u>当社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 <u>27</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 <u>28</u> 条 <u>1.</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により任務を怠ったことに</u></p>
--	---

<p>(執行役員) 第 24 条 (省 略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第 25 条 (省 略)</p> <p>(選任決議) 第 26 条 1. 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第 27 条 1. 当社の監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p><u>よる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(執行役員) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 31 条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第 32 条 1. 当社の監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
--	--

<p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第 29 条 (省 略)</p> <p>～</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 31 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 37 条 1. <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 32 条 当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 33 条 当社の利益配当金は、<u>毎営業年度末日の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの<u>1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 39 条 当社の剰余金の配当は、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行う。</u></p>

(中間配当金)

第 34 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に中間配当金を支払うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 当社の利益配当金および中間配当金が、その支払開始日から満 3 年間経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(中間配当金)

第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当(以下、中間配当金という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 当社の剰余金の配当および中間配当金は、その支払開始日から満 3 年間経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。